

総合計画策定委員会の運営に関する審議事項

八戸市総合計画策定委員会規則第 10 条の規定により、委員会及び部会の組織及び運営等に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 策定委員会

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- (3) 会議における発言は議事録として記録される。
- (4) 議事録は公開する。

2 専門部会

- (1) 会議は公開とする。
- (2) 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- (3) 部会の進行は、部会長が行う。
- (4) 会議における発言は議事概要として記録される。
- (5) 議事概要は公開する。